

社会全体で支える

介護保険制度

担当 介護保険課
 ☎046(252)7719
 ☎046(252)8238

令和4年度介護保険料

介護保険制度では、3年に一度計画の見直しを行っています。

市の介護サービスに必要な費用は、その50パーセントを公費(国・県・市)、27パーセントを45～64歳の方の保険料、23パーセントを65歳以上の方の保険料で賄っています。

令和3年度から、65歳以上の方(第1号被保険者)が納付する保険料基準額を年額6万6千円に改定しました。これを基に、所得段階に応じて16段階に分類し、保険料を決定します。

詳しくは、6月中旬以降(5月27日以降に65歳になる方については、65歳を迎えた翌月以降)に送付する介護保険料決定通知書でお知らせしますので、ご確認ください。

介護保険料の納付方法

◆特別徴収

年金からの差し引きにより納付します。対象者は、年金の年間受給額が18万円以上の方です(一部例外あり)。

◆特別徴収の方の仮徴収

介護保険料は所得段階ごとに設定するため、前年の所得が決定する6月以降に算定します。2月に年金から差し引いた金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として差し引きます。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・2月支給の年金から差し引きます。

◆普通徴収

市が送付する納付書で金融機関の窓口などを利用して納付します。銀行・ゆうちょ口座からの自動引き落としも可能です。自動引き落としを希望する場合は事前に申し込みが必要です。

◆普通徴収となる方

年度途中で65歳になる方、転入した方、年金を受給していない方、年金の年間受給額が18万円未満の方

◆普通徴収の納付期限

1年分の保険料を、6月～翌年3月に10回に分けて納付します。各納期限内の納付をお願いします。

◆保険料に未納がある場合

保険料に未納があると、

滞納処分の対象となる他、介護サービス利用時に制限が発生する場合があります。納期限内に納付できない場合は担当へご相談ください。

◆介護保険料の減免制度

生活保護受給者を除く介護保険料が第1～3段階の方で生活が著しく困難と認められた方へ、介護保険料を減免する制度を設けています。また、世帯の生計の中心者が、新型コロナウイルス感染症で死亡または重症となった、あるいは収入が前年より3割以上減少した方の介護保険料を減免する制度を設けています。

◆低所得者の方の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護保険施設を利用する場合(ショートステイを含む)の食費、居住費は自己負担となりますが、生活保護受給者や世帯全員が市民

税非課税の方(預貯金要件など認定基準を満たす方)は、市へ申請をすることで「介護保険負担限度額認定証」が交付され、負担が軽減されます。

申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からです。現在交付している認定証の有効期限は、7月31日(日)までです。継続して認定を受ける場合は、毎年申請が必要です。継続して対象となる可能性のある方には、6月中旬に案内と申請書を送付します。

また、社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得者の方に対し、利用料の負担を軽減する事業もあります。詳しくは、担当へお問い合わせください。※非課税世帯である旨の所得の申告がされていない場合と認定証の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

児童手当・特例給付現況届が原則不要に

担当 子ども育成課
 ☎046(252)7201
 ☎046(255)5080

今年度から児童手当・特別給付現況届が原則不要になります。現況届の提出が必要となる方には、5月下旬に案内

と現況届を発送していますので、必ず6月中旬に手続きをしてください。提出が不要な方も受給者・配偶者の令和4年度(令和3年中)

「市民の声」制度を開始

担当 広聴人権課
 ☎046(252)8218
 ☎046(252)0220

市LINE公式アカウントで「市民の声」制度を開始しました。これまでも「市長への提案」制度がありましたが、「市民の声」制度は、皆さんの所得が未申告の方は、現況届の審査・決定ができません。そのため所得の確認ができるまで児童手当・特例給付の支払いができません。※公務員の方は勤務先でご確認ください。

市LINE公式アカウントを友だち登録②メニューから「画面」市民の声」を選択③ご意見を入力し送信

6月に納めていただくのは

- ▽市・県民税(第1期) ▽国民健康保険税(第1期) ▽介護保険料(第1期)
- ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Pay、PayPayをご利用ください)。
- ※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
- ※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
- ※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 FAX046(255)3550へ(国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383 FAX046(252)7043へ)。

6月の相談日(祝・休日を除く) ※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時(第2水曜日(8日)は午後のみ)	市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士	14日夜8時 21日夜15時 28日夜22時	原則毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 原則毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション(近隣・管理組合)	10日	原則毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(9日まで受け付け)
行政書士(遺言書等作成)	9日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故(国に対する要望)	21日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
税理士	24日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産(取引・契約)	23日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
人権擁護委員(差別問題など)	14日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時(電話相談のみ、事前予約制) 担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX046(252)0220
女性(DVなど)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220
駐留軍離職者	16日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 市役所5階5-2会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時(電話のみ)	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238
障がい者(障害者)	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時(予約制(電話可)) 毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分(各1人で予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043
自立サポート	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
児童(子育て)	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
教育(子どもいじめホットライン)	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311